

一般社団法人チョークボード協会

個人会員規約

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人チョークボード協会（以下協会という。）個人会員について必要な事項を定める。

(種別)

第2条 協会の目的に賛同し、入会し協会の活動を支援する者を会員とする。個人会員は下記3種とする。

- (1) インストラクター会員（所定のプログラムを修了し、協会が行う試験において認められた者）
- (2) 一般会員（インストラクター会員にコースレッスンを受講している者）
- (3) ビジター会員（インストラクター会員にコースレッスン以外を受講している者）

(入会および会費納入)

第3条 個人会員として入会しようとする者は、協会の入会申込フォームより入会申請を提出し入会金および年会費を納入しなければならない。入会金および年会費は会費規程に従う。

(入会申請の不承認)

第4条 入会申請者が以下の項目に該当する場合、その者の入会を承認できないこともある。

- (1) 反社会的組織の関係者
- (2) 入会申請に虚偽がある場合

(会員の行為)

第5条 個人会員は、以下の項目を遵守しなければならない。

- (1) 協会の活動を支援する。
- (2) 毎年、会費を納入する。
- (3) 住所、氏名、連絡先など登録内容に変更が生じた場合、すみやかに協会へ届け出る。

(禁止行為と強制退会)

第6条 会員が以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、会員資格を停止ないし取り消すこと（または協議）ができる。

- (1) 本規約、または別途定めた各種規定に違反した場合。
- (2) 当協会、当協会関係者、他の会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為、ならびにその恐れがあると当協会が判断する行為。
- (3) 法令に違反する行為や協会が不適切と判断する行為。

(退会)

第7条 個人会員が以下の項目のいずれかに該当する場合には、自動的に当協会を退会したものとみなす。

- (1) 会員本人が退会を申し出た場合。
- (2) 期日までに所定の年会費を入金しなかった場合。
- (3) 第6条に基づき資格を取り消された場合。

(入会金および会費の払い戻し)

第8条 退会・資格の喪失等のいかなる事由であっても、既に納入した入会金、会費は一切返還しない。

(附則)

この規定は、2018年4月から実施する。